

倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方へ

雇用保険受給資格者証の離職理由をご確認ください！

～国民健康保険税が軽減されます～

- ◆要件 失業時点で65歳未満であって、次の離職理由コードに該当される方は失業軽減の対象となります。

倒産・解雇など、事業主都合により離職した方（特定受給資格者）

離職理由コード：11, 12, 21, 22, 31, 32

雇用期間満了などにより離職して失業給付を受ける方（特定理由離職者）

離職理由コード：23, 33, 34

※離職理由コードは雇用保険受給資格者証に記載されています。

見本 雇用保険受給資格者証 (第1面)

1. 支給番号	2. 氏名					
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)						
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限		

(以下省略)

このコードをご確認ください

◆該当されると

- 1 国民健康保険税を算定するときに、給与所得を本来の額の30%として計算します。
- 2 高額療養費などの所得区分の判定も、給与所得を本来の額の30%として算定します。
※給与所得以外の所得は本来の額で計算します。
また、同じ世帯におられるほかの加入者の所得も本来の額で計算します。

◆軽減期間

離職日の翌日から翌年度末まで（軽減期間中に65歳になっても軽減を継続します。）

◆軽減を受けるには

国民健康保険加入手続きとは別に、保険税軽減の届出が必要です。

届出には雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、本人確認書類（マイナンバーカード等）をお持ちください。※離職票や仮の雇用保険受給資格者証では申請できません。

※届出受付後に軽減処理を行うため、届出の時期によっては、まず本来の所得額で計算した納税通知書が届く場合があります。軽減決定後に改めて納税通知書を送付いたしますので、納期が到来する分は当初の納付書でお支払いをお願いします。すでに納付した分が減額になる場合には、後日還付いたします。

【届出・高額療養費についてのお問い合わせ先】

本庁	市民課	国保年金班	☎ (086) 955-1113
赤坂支所	市民生活課	市民生活班	☎ (086) 957-2226
熊山支所	市民生活課	市民生活班	☎ (086) 995-1214
吉井支所	市民生活課	市民生活班	☎ (086) 954-1183